

「不利益溯及」は許さない
権利裁判にカンパの協力を



不利益遷及という「脱行法」が一方的に行われても、公務員は何らの異議を申し立てることができない。すなわち公務員労働者が無権利状態におかれていることをあらためて表面化させました。

そして、政府は、こうした状況をあらためる検討すら放棄していることが、「公務員制度改革」などで明らかに

権利確立の正当性を 社会的にアピール

争う裁判闘争を考えてい
す。

賃下げの悪循環を断ち切れ！とデモでアピール（2002年7月3日の中央行動）

日本の公務員制度は
ILO条約に違反
政府が進める「公務員制度
改革」では、公務員の学
働基本権制約の「現状を維

の場で争う労働基本権確立の運動

② 法のルールや労働者の基本的人権を無視したりストラ「合理化」が横行する社会状況に、一石を投じる働くルール確立の運動

③ 「賃下げ、遡及実施」への怒りを裁判闘争の具体的な形で示す大衆的な運動

昨年12月の一時金支給の日、仲間たちの怒りが職場にあふれました。それもそのはず、昨年夏の「マイナス入勧」による質下げ分が一時金の期末手当で「減額調整」されたからです。国公労連は、こうした「不利益溯及」を断じて許さないため、国を相手に裁判闘争を行います。この権利裁判を支えるため、「コーヒー一杯会(300円)のカンパ」への絶大なご協力をお願ひいたします。

裁判の目的

国公労連は、昨年12月の第115回拡大中央委員会で、「不利益遡及」裁判の目的として、次の3点を確認しています。

① 公務員労働者の労働基本権制約の違憲性を司法

持するとしています（「公務員制度改革大綱」01年12月25日閣議決定）。02年11月のILO（国際労働機関）勧告は、その閣議決定の「貢考」を求めました。それは、日本の公務員制度が、ILO条約等が定める「結社の自由原則」に違反をしているとの認識をILOが示したからです。

から」という理由で日本体験が制約されることの「違法性」、それらが制約され続けていたもとの代償措置（人道院勧告制度）の不十分性を指摘しています。

しかし、日本政府は、LO勧告の受け入れを「拒否」しています。

その理由として「ストラ

公務員の働く権利を
ふみにじる現行制度

裁判の進め方

カンパの規模等の考え方

「賃下げ、遡及実施」は 労働基本権確立 運動を特に重視

これは、組合員の総意で、裁判闘争を進める「かたち」も考えた結果です。実質的判断にも、法人である国公労連が、「当事者」として国と

容は、労働運動の一環として、専従以外の組合員のうちから原告（100人程度）を立て、国公労連（行政監部会）を原告の「選定代理人」（民事訴訟法第30条第1項）として、「不利益及び分」（02年12月の一時）での「調整額」）の損害賠償を争うものです。

公務員労働者の労働基本確立の必要性と正当性を会的にアピールし、職場ら権利闘争を強める運動契機にしたいと考えています。

原告となつた組合員には、職場の内外で、労働基本確立運動の先頭に立つて、ただくことを期待しています。

からのかたかの強化が心です。財政的には、通常の組合費の中で、目的達成を最大限追求することになります。

労働基本権の確立をめ
す運動は、「ILO勧告
そつた公務員制度の確立
を求める対政府闘争が主
ですし、賃金引き下げ反

カンパの規模等 の考え方

(2面につづく)